

## 指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名：株式会社平良建設（法人番号8340001010626）

業者の住所：鹿児島県奄美市名瀬小浜 2 4 - 4

2 指名停止措置期間：令和 2 年 6 月 8 日から令和 2 年 7 月 7 日まで（1 か月）

3 指名停止措置の範囲：熊本防衛支局管轄区域（熊本県、宮崎県及び鹿児島県）

4 事実概要：

株式会社平良建設の使用人が令和元年 8 月 2 2 日に業務に関して未登録の車両を運転したとして、道路運送車両法違反の容疑で名瀬区検察庁から起訴され、同年 1 2 月 2 4 日に罰金刑の略式命令が確定した。

5 指名停止措置理由：

上記については、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 2 第 1 5 号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

指 名 停 止 措 置 要 領 別 表 第 2	措 置 要 件	期 間
	1 ～14（略）  （不正又は不誠実な行為）	
	15 業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内
	16（略）	